

令和8年度 加古川市人権アドバイザー募集要項

1 募集人員

若干名

2 任期

令和8年4月1日～令和10年3月31日(2年間)

3 応募資格

令和9年3月31日時点で満70歳以下であるとともに、人権教育・啓発に熱意のある人

注) 下記の要件に該当する人は応募できません。

加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）
第2条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する
ことが明らかな者

4 応募の手続き

- | | |
|----------|--|
| (1) 必要書類 | 加古川市人権アドバイザー応募用紙（裏面作文を含む） |
| (2) 受付期間 | 令和8年1月19日（月）～1月29日（木）（当日消印有効） |
| (3) 提出方法 | 郵送または人権文化センターに持参 |
| (4) 提出先 | 加古川市人権文化センター
郵送の場合 〒675-0032
加古川市加古川町備後332番地の1 |

5 選考方法等

- | | |
|----------|--|
| (1) 選考方法 | 「加古川市人権アドバイザー応募用紙（裏面作文を含む）」を用いた書類及び面接による選考 |
| (2) 面接日時 | 令和8年2月18日（水）
※面接時間は、郵送にて通知 |
| (3) 面接場所 | 加古川市人権文化センター |
| (4) その他 | 応募人数が定員に達していない場合でも、選考基準に満たないときには不合格とする。 |

6 勤務内容等

(1) 人権教育に関する活動を行うこと

市内の行政機関、教育機関、企業、各種団体等からの要請に応じて、人権研修や地区別懇談会等で指導・助言を行う。

(2) 人権相談に関する活動を行うこと

各市立公民館において、2名1組で人権お困りごと相談を実施する。

① 回 数 月1回

② 時 間 2時間程度／1回

③ 場 所 市立公民館（相談室）

④ 職務内容 相談を受け、相談者へアドバイスをする。相談内容によっては、別の専門機関を紹介する。

(3) 人権研修に関する活動を行うこと

①人権文化センターで実施される下記の研修をすべて受講すること。

人権リーダースキルアップ講座（年7回程度）

- ・外部講師を招き、演習やワークショップ等により、指導力の向上を目指す。
- ・ワークショップ、学習（講師）の組み立てと助言等
- ・カウンセリング技法の習得や相談に対する心構え等を学習し、相談スキルの向上を図る。
- ・人権相談の基礎知識、人権相談の役割、相談技法、相談の進め方、各種相談機関との連携

人権学習専門講座（年4回程度）

- ・テーマ{同和問題（部落差別）、だれもが人権尊重される社会}を設定し、専門家等を講師に招きスキルアップを図る。

②その他人権アドバイザーの資質向上を目的とした研修への参加など自己研修を積極的に行うこと。

7 報 償 月額3万2千円

8 問合せ先

加古川市市民協働部 人権文化センター

〒675-0032 加古川市加古川町備後332番地の1

電話 (079) 451-5029 (直通)